

認証商品への説明文や表示についての注意事項

生分解性プラ・シンボルマーク認証商品やバイオマスプラ・シンボルマーク認証商品の広告・宣伝等のために説明文を記したり何らかの表示をしたりする場合は、この手引きに従って下さい。

とくに生分解性プラスチックの製品につきましては、2022年12月23日に消費者庁より、生分解性プラスチックの製品を製造・販売していた10社に対して景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたということから同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令が下されるということが発生しております。

バイオプラスチック（生分解性プラスチックとバイオマスプラスチックの総称）への関心が高まる中、会員の皆様におかれてはバイオプラスチック商品への社会の目が厳しくなっていることを充分にご理解いただき、消費者の皆様にも優良誤認を与えることが無いようにご注意ください。

1. 生分解性プラ・シンボルマーク認証商品

- ① 生分解性は商品に使用されている生分解性プラスチックの種類によって異なります。お使いになっている生分解性プラスチックの種類は何なのか、ご確認いただき、その特性に準じた説明文および表示をするようにご注意ください。

以下に優良誤認とされた表示例の一部を示します。

「使用後に環境中に放置しても生分解します」

「地表で生分解します」

「屋外での使用に適しています」

- ② 生分解する期間については生分解性プラスチックの種類や条件によって異なります。生分解する期間について表示する場合は十分にご確認ください。

2. バイオマスプラスチック・シンボルマーク認証商品

- ① 生分解性を思わせるような表現は絶対にしてはいけません。
- ② バイオマスプラスチック度はCO₂排出削減量と同じではありませんので誤解を招きやすい表現は避けて下さい。

認証商品のシンボルマークの使用に関する注意事項

生分解性プラ・シンボルマーク認証商品やバイオマスプラ・シンボルマーク認証商品 及びそれらの広告・宣伝等にシンボルマークを使用する際には、この手引きに従って下さい。

1. ご使用になるマークの仕様について

① 別途お渡しするフォーマットの中から選択し、縮小または拡大して使用して下さい。マークが変形したり、ヌキの部分がつぶれたりするような過度の縮小はしないで下さい。

② マークを相互に直結させ、パターンとして利用するなどの使い方はできません。

③ 色：明記したカラーチャートをご参照下さい。

但し、印刷コストの関係から一色だけで表現したい場合もあると存じますが、この場合にも明記したカラーチャートをご参照下さい。やむをえない場合、ご希望の色にてご使用可能ですが、その場合には 識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。

マーク全体を反転させて（白抜き）使用することもできます。地色の上にマークを載せる場合には、ヌキの部分に地色が出て差支えありません。

④ マーク周辺（好ましくはマーク下部）には、登録番号を（望ましくは社名も）付記することを原則とします。登録番号を付した部分を含めた一体としてマークを使用下さい。登録番号を付さないシンボルマークは 原則として使用を禁止します。やむを得ず登録番号を付さないシンボルマークを使用する場合には、識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。

⑤ 部分限定シンボルマークの場合、対象となる部分を簡潔に分かり易く 上記 登録番号の下部（もしくは マークの近辺）に表示してください。

2. マークを付ける方法

・印刷、シール、金型刻印等、製品に最も適した方法を選択して下さい。

・何れの場合にも大きさ、更に印刷方式の場合はインキ（顔料・バインダー）、シール方式の場合はインキ（同）・媒体・糊の材質にも十分にご配慮戴きます様お願い致します。

・名刺へのマークの使用は、上記 1. 項を順守する事を条件に 認定期間内に限ります。事前に識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。

・カタログ・パンフレットにマークを使用する場合は、マーク取得製品が明らかになる方法で行うものとします。

3. 説明文について

以下の説明文及び解説文を書き添える事をご検討下さい。

- ・生分解性プラスチック：自然界に存在する微生物で水と二酸化炭素に分解されるプラスチック
- ・バイオマスプラスチック：再生可能な有機資源由来の物質を含む原料より，化学的又は生物学的に合成することにより得られるプラスチック
- ・生分解性プラ：JBPA のポジティブリストに登録された生分解性プラスチックを使い、JBPA の認証を得た製品
- ・バイオマスプラ：JBPA のポジティブリストに登録されたバイオマスプラスチックを使い、JBPA の認証を得た製品

4. 広告・宣伝活動における表示など

当制度のシンボルマークの認証商品とそれ以外の商品が混在して掲載される商品カタログなどの印刷物にシンボルマークを使用する際には、他のものと認証商品をはっきり識別できるように表示してください。生分解性プラ・シンボルマークは、生分解性と安全性が所定の基準をみたすものであることを認証するものです。また、バイオマスプラ・シンボルマークは、製品のバイオマスプラスチック度が所定の基準を満たすものであることを認証するものです。マークの使用及び広告・説明においては、その趣旨に沿ってお使いください。

5. 商品データベース（DB）について

- ・バイオプラスチック製品の普及を目的に、当協会ホームページ（HP）や、バイオプラジャーナルなどに下記情報を公開致します。ご了承下さい。
- ・HP 上公開DBの内容：
 - － 登録番号，有効期間（例：2020年3月25日－2026年3月24日）
 - － 製品分類、主たる用途
 - － 主たる構成樹脂（生分解性プラ製品の場合）
 - － 御社名

以上